

子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために、対象児童1人につき
10万円の一時金を支給します！

1. 対象児童

① 令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童

※児童手当（特例給付）の支給対象児童は今回の給付金の対象外です。

② 9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童 （保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合）

※高校生等とは、高校生であるか就職しているかを問わず、平成15年4月2日～平成18年4月1日生の児童。ただし、高校生等が結婚している場合には対象外。

③ 令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童（新生児）

2. 支給対象者

上記1に記載のある**児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方**に支給されます。（児童手当受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. 支給方法

申請書に記載した指定口座に振り込みます。



4. 申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、児童手当の受給を確認できるものまたは所属庁の証明書を添えて下記まで提出してください。（郵送でも申請できます。）

※2. 支給対象者の住民票が本市以外にある場合は、その市町村の窓口で申請してください。

※児童の住民票が本市にない場合は、別居監護申立書を添付してください。

※申請書、別居監護申立書及び所属庁の証明書は、竹田市公式ホームページからダウンロードできます。また、竹田市子育て世代包括支援センター・各支所にも備え付けています。

※1. 対象児童の③に該当する方は、出生時の児童手当申請手続きと併せて、忘れずに下記窓口で申請してください。

5. 申請期間

令和4年1月5日（水）から令和4年2月28日（月）まで

※1. 対象児童の③に該当する方は、児童の誕生日から2週間以内に申請してください。

申請先
お問い合わせ先

竹田市子育て世代包括支援センター

住所：〒878-8555 竹田市大字会々1650番地

電話：0974-63-4823（直通）